

第3節

国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、わが国は、防衛力を抜本的に強化することに加えて、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせることで国全体の防衛体制を構築することとしている。その際、政府内の縦割りを打破し、政府一体となった取組を強化していくことが不可欠である。

このような観点から、国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する取組として総合的な防衛体制の

強化を進めることとし、①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力の4つの分野における取組を推進することとしている。また、こうした取組以外にも、平素からの常時継続的な警戒監視や宇宙領域に関する取組、大規模災害や在外邦人等の保護措置・輸送への対応など、国の総力を挙げて対応すべき取組があることから、防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体などと緊密に連携して対応し、国全体の防衛体制を強化していく。

1

研究開発

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用と安全保障用の技術の区別は極めて困難となっている。世界では民生用途でのイノベーションと防衛用途でのイノベーションが、相互に影響し合う中で発展してきており、わが国でも政府、民間のそれぞれで活発に進められている研究開発の成果を防衛目的にも活用することは非常に重要である。

このような認識から、国家安全保障戦略において、研究開発の分野における取組を進めることとし、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発を推進することとしている¹。

この考えに基づき、関係省庁の民生利用目的の研究のなかで、総合的な防衛体制の強化にも資するものを「重要技術課題」として当面推進していくこととし、2024年度よりマッチング事業が認定されることとなった。具体的には、

- 防衛省は、できる限り具体的な研究開発ニーズを専門家が理解できるように工夫した形で関係省庁に説明
- 関係省庁は、当該ニーズにも資する可能性がある技術シーズを幅広く防衛省に共有

- ニーズとシーズをすり合わせ、当面推進する「重要技術課題」を整理
 - 「重要技術課題」に基づき、防衛省と関係省庁・国立研究開発法人などとの間で意見交換などを実施し、関係省庁の民生利用目的の研究の中から「マッチング事業²」を認定
- といった形で進めている。

認定された事業については、関係省庁の取組のなかで推進するとともに、防衛省・自衛隊としても、将来的にわが国の防衛力強化につながる可能性の高い技術を積極的に発掘・育成し、防衛装備品の高度化などに結び付けていくこととしている。

 図表Ⅲ-1-3-1（2026年度のマッチング事業（研究開発）の概要）、Ⅳ部2章2節3項（民生技術の積極的な活用）

1 総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（議長：内閣官房長官）でとりまとめられた「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進のための重要技術課題」（令和5年8月25日）より抜粋。

2 関係省庁の事業などとして予算計上。関係省庁・国研と防衛省との間の契約は発生しない。また、研究成果は公表する（マッチング事業となったことのみをもって研究成果の公表は制約しない）。

図表Ⅲ-1-3-1 2026年度のマッチング事業（研究開発）の概要

重要技術課題	マッチング事業の概要
エネルギー	・太陽光発電エネルギーの送電技術に関する研究開発 ・高性能な蓄電技術に関する研究開発 ・高出力レーザ技術に関する研究開発 など
センシング	・測時、測位の高精度化技術に関する研究開発 ・環境の電磁波測定技術に関する研究開発 ・リモートセンシングに関する研究開発 ・超高感度センシング技術に関する研究開発 ・複数センサ情報の融合技術に関する研究開発 など
コンピューティング	・量子コンピュータなどの次世代コンピューティングに関する研究開発 ・エッジコンピューティングに関する研究開発 ・光電融合技術を用いた研究開発 など
情報処理	・膨大なデータの予測・抽出技術の研究開発 ・AIを用いた環境・状況認識支援に関する研究開発 ・センサデータの効果的な可視化技術に関する研究開発 など
情報通信	・高速大容量・低遅延通信技術に関する研究開発 ・高速光通信デバイスに関する研究開発 ・量子技術によるセキュア通信技術に関する研究開発 など
情報セキュリティ	・サイバー攻撃の観測技術の高度化に関する研究開発 ・サイバー空間のセキュリティ技術に関する研究開発 ・秘匿計算を用いたセキュリティ技術に関する研究開発 など
マテリアル	・AIなどの計算科学技術・高度計測技術を用いた材料に関する研究開発 ・自己修復する機能材料に関する研究開発 ・耐熱材などの高度加工技術に関する研究開発 など
無人化・自律化	・無人機の環境認識技術に関する研究開発 ・ブレイン・マシン・インターフェースに関する研究開発 ・無人機の群制御技術に関する研究開発 など
機械（構造、設計、推進など）	・過酷環境における安全性・信頼性に関する研究開発 ・数値解析を用いた設計・製造プロセスに関する研究開発 ・次世代の飛行技術に関する研究開発 ・衛星技術に関する研究開発 など
バイオ・メディカル	・外傷医療の高度化技術に関する研究開発 ・素材・材料の創製に関する研究開発 ・有毒物質などの危機管理・対処技術に関する研究開発 ・生体情報・試料の解析・評価に関する研究開発 など

2 公共インフラ整備

国家安全保障戦略では、自衛隊や海上保安庁による円滑な利用を目的として、空港や港湾などの公共インフラを整備または機能を強化する政府横断的な仕組みや、平素からの利活用に関するルール作りなどを行うこととしている。

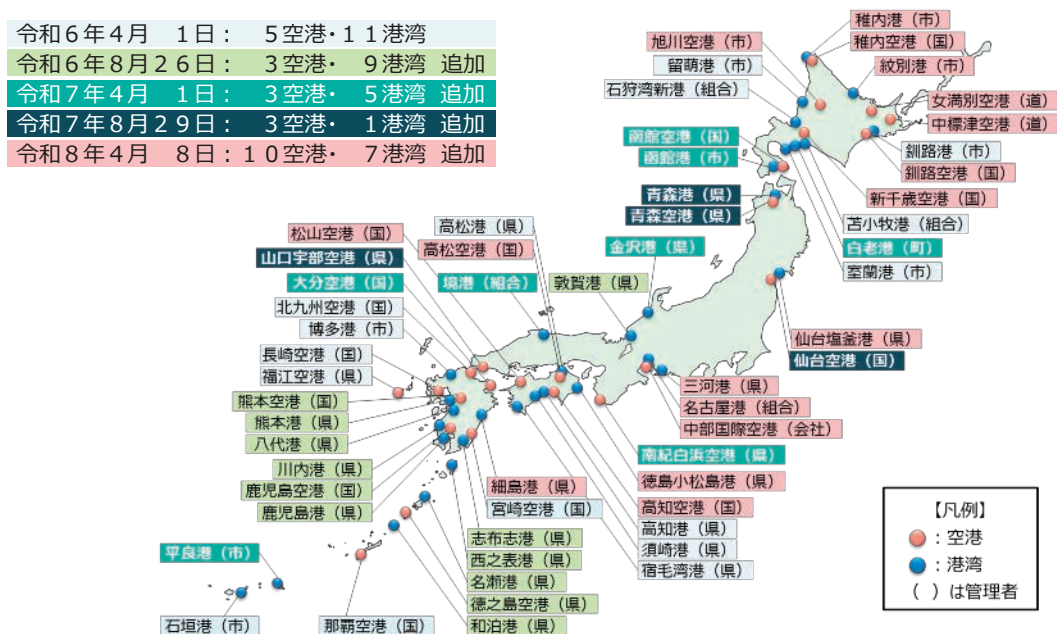
このような方針のもと、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な空港や港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けており、この枠組みを設けた空港や港湾を「特定利用空港・港湾」としている。

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用

にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしている。また、「特定利用空港・港湾」の取組を進めるなかで、自衛隊が、より迅速かつ確実に人員・物資の輸送などを行うためには、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地などとのアクセスの向上を図る必要があると判断し、2025年度から、本取組の対象に「道路」を加え、民生利用を主としつつ必要な道路ネットワークの整備を図ることとした。防衛省・自衛隊は、関係省庁と連携しつつ、引き続き、この取組のさらなる充実化を図ることとしている。

 参照 図表Ⅲ-1-3-2（特定利用空港・港湾（2026年4月8日現在））

図表Ⅲ-1-3-2 特定利用空港・港湾（2026年4月8日現在）



3 サイバー安全保障

1 政府全体の取組

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

2025年5月、サイバー攻撃を受けた時などに政府と民間企業の情報共有を強化するなどの「官民連携の強化」や、サイバー攻撃の実態を把握するために通信情報の分析を行う「通信情報の利用」、サイバー攻撃を受けた場合に攻撃元にアクセスし被害を防止するといった「アクセス・無害化措置」など、能動的サイバー防御の導入に向けた有識者会議の提言を踏まえて、サイバー対処能力強化法および同整備法³が国会で成立した。

同年7月には、サイバー対処能力強化法などの成立も踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）^{ニスク}（National center of incident readiness and Strategy for Cybersecurity）

改組し、内閣サイバー官を長とする国家サイバー統括室（NCO）が設置された。NCOは、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局としての役割のほか、行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視・分析や助言、監査などを行うとともに、サイバーセキュリティ確保に関する総合調整を行っている。

また、本年10月の施行後、自衛隊は、基幹インフラ⁴などに対するサイバー攻撃による被害防止のため、自衛隊が対処を行う特別の必要がある場合に、自衛隊は通信防護措置を実施できることとなる。

防衛省・自衛隊は、NCOをはじめ関係省庁などと緊密に連携しつつ、能動的サイバー防御の導入を含む政府全体の取組に積極的に貢献していく。

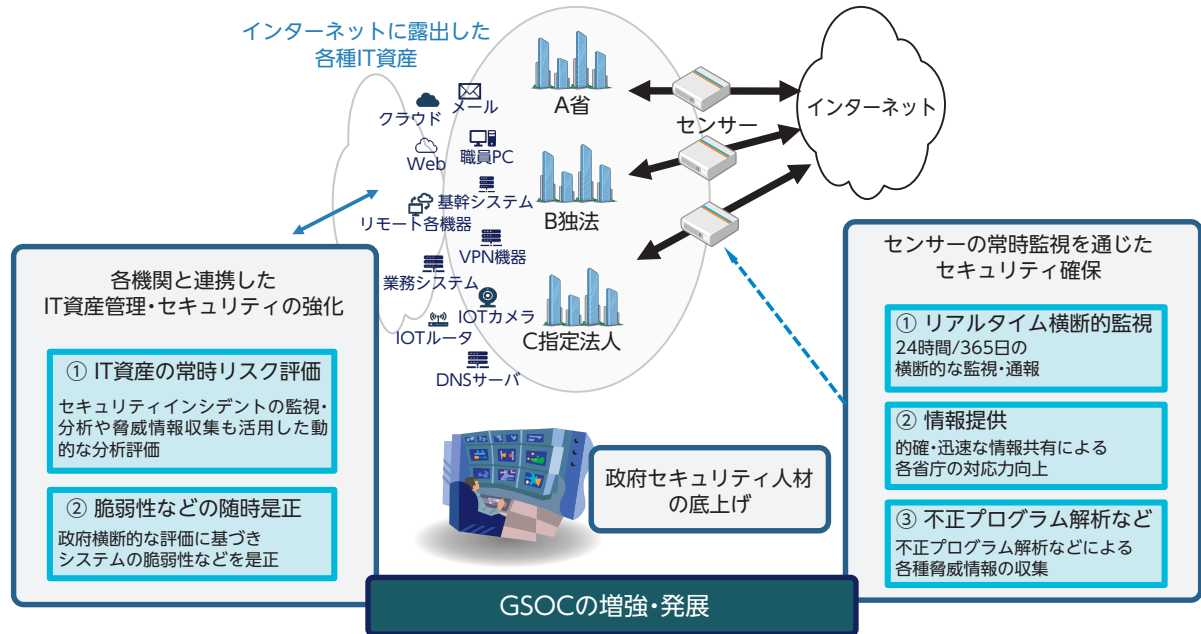
【参考】 図表Ⅲ-1-3-3（政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化）、1節1項5（サイバー領域における対応）、2節4項2（サイバー領域）

³ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律および重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

⁴ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に規定する、電気・ガス・水道等のインフラ事業者。

図表Ⅲ-1-3-3 政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化

○既存のセキュリティ常時監視の枠組み(GSOC:Government Security Operation Coordination team)の増強・発展を図る。
○質・量ともに激しさを増すサイバー攻撃に対応するため、政府機関などのシステムを常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性などを随時是正する仕組みを導入し、サイバー攻撃を受けにくい情報システムの実現を目指す。



2 関係機関との連携や協力

防衛省・自衛隊は、警察庁、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省と並び、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NCOを中心とする政府横断的な取組に貢献しており、例えばサイバー攻撃対処訓練への参加

や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供、情報セキュリティ緊急支援チーム⁵ (CYMAT) サイマツト
CYber incident Mobile Assistance Team に対する要員の派遣などを行っている。また、NCOが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断に関し、自衛隊が有する知識や経験を活用し、協力している。

4 わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、わが国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の抑止力を向上させることが不可欠である。このため、外務省は、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献することを目的に、政府開発援助 (ODA) Official Development Assistance とは別に、2023年、新たに無償による資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援 (OSA) Official Security Assistance を創設した。OSAは、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備などを行うものであり、外務省のみなら

ず、防衛省を含む関係省庁間で緊密に連携しつつ取組を進めている。

2025年度は、パプアニューギニア、スリランカ、マレーシア、トンガ、フィリピン、インドネシア、タイ、フィジーに対して、OSAにより機材の供与やインフラ整備の支援を決定した。

参照 図表Ⅲ-1-3-4 (これまでのOSAの実績 (2024～2025年度))、3章1節4項 (能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組)

⁵ 政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティにかかる事象が発生した際に、被害拡大防止、復旧、原因調査や再発防止のための技術的な支援、助言などを行うチーム。

図表Ⅲ-1-3-4

これまでのOSAの実績（2024～2025年度）

年度	国名	E/N署名・交換日	供与金額	供与機材
2024年度	フィリピン	2024年12月5日	16億円	警戒管制レーダー関連機材など
	ジブチ	2024年12月25日	11億円	沿岸監視レーダーシステムなど
	インドネシア	2025年1月10日	10億円	高速警備艇
	モンゴル	2025年2月10日	13億円	航空管制関連機材等
2025年度	フィリピン	2026年1月15日	9億円	複合艇格納施設及び進水路
	インドネシア	2026年1月27日	19億円	高速警備艇
	マレーシア	2025年10月22日	31億円	潜水作業支援船、停戦監視用機材
	タイ	2026年3月27日	5億円	災害対処・海上捜索救難用機材
	スリランカ	2025年9月29日	5億円	無人航空機(UAV)
	PNG	2025年9月16日	4億円	災害対処・道路構築用重機
	トンガ	2025年12月5日	3億円	無人航空機(UAV)、制服
	フィジー	2026年3月30日	4億円	緊急医療用機材

(注) E/Nは、日本政府と相手国政府との間で取り交わす交換公文(Exchange of Note)



OSAでマレーシアに供与された警戒監視用ドローン（2025年9月）

5 平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など

1 政府全体の取組

平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、収集した情報などの分析を関係省庁が連携して行うことは、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行うために重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させている。また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周辺地域などにおける武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応についても、平素から警察や海上保安庁と防衛省・自衛隊との間で訓練や演習を行っている。

参照 1節2項1（わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視）

2 海上保安庁との連携強化

海上における治安の確保は第一義的には海上保安庁の任務であるが、海上保安庁では対処できない場合には、自衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処することとなる。

また、他国からの武力攻撃が発生した場合には、自衛隊が主たる任務として防衛出動により対処することになるが、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっており、海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。

自衛隊法第80条⁶には「海上保安庁の統制」について定められており、2023年には、同条に基づく防衛大臣による海上保安庁の統制の具体的な手続を含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」が策定された。「統制要領」の策定を受

⁶ 自衛隊法第80条第1項「内閣総理大臣は、第76条第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第78条第1項の規定による自衛隊の全部または一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。」

け、防衛省・自衛隊は、共同訓練などを通じ、海上保安庁との連携を一層強化していく。

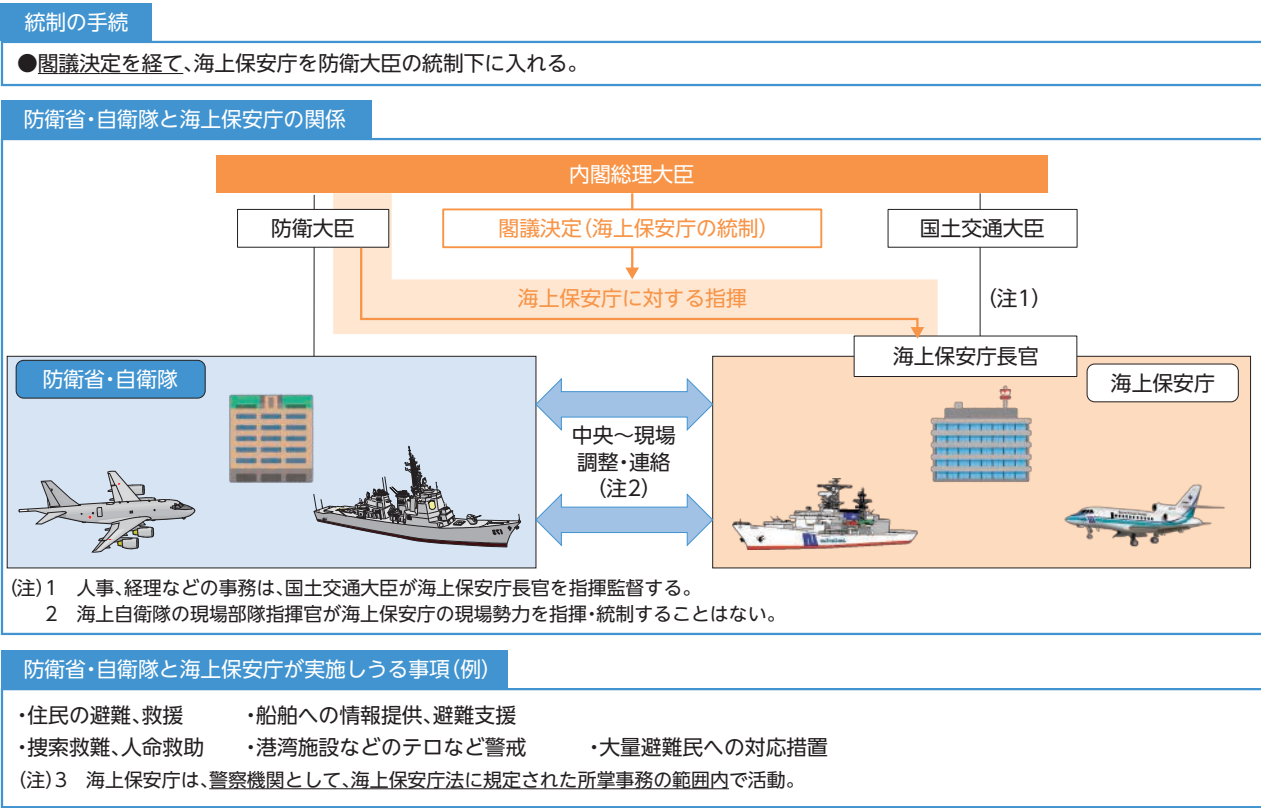
2026年3月には、防衛省市ヶ谷地区において、武力攻撃事態を想定した机上訓練を行い、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される、巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供など、「統制要領」で確立した手続などを検証した。

参照 図表Ⅲ-1-3-5（武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領）、Ⅰ部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）



共同訓練を行う海上保安庁練習船、海自護衛艦

図表Ⅲ-1-3-5 武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領



6 宇宙領域に関する取組

1 政府全体の取組

2023年、宇宙開発戦略本部は、国家安全保障戦略を踏まえ、民間技術の防衛分野への活用などを含めた、宇宙安全保障の分野の課題と政策を具体化させる宇宙安全保障構想を初めて策定するとともに、それを反映した宇宙基本計画を決定した。宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づいて策定されるわが国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画であり、わが国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化を目標としている。宇宙安全保障構想では、宇宙安全保障の目標を、わが国が、宇宙空間を通じて国の平和と繁栄、国民の安全と安心を増進しつつ、同盟国・同志国などととともに、宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することとした。また、防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用することで、政府の研究開発を積極的に防衛力の抜本的強化につなげることも記述された。

その後、宇宙安全保障構想などに基づき、同年、宇宙に関する不測の事態が生じた場合において、事態を正確に把握・分析し、官民が一体となって適切に対応するための宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会が設置された。また、2024年3月には、安全保障・民生分野において横断的に、技術・産業・人材基盤の維持・発展に係る課題について検討し、わが国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含む宇宙技術戦略が策定された。

そのほか、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている内閣府宇宙開発戦略推進事務局が中心となり、宇宙活動法⁷、衛星リモセン法⁸や、宇宙資源法⁹に基づき宇宙政策が進められている。

□ 参照 図表Ⅲ-1-2-8（宇宙領域における能力強化（イメージ））、1節1項4（宇宙領域における対応）、2節4項1（宇宙領域）、I部4章3節1項（宇宙領域をめぐる動向）

2 関係機関や宇宙関連産業との連携強化

情報収集、通信、測位などの目的で宇宙空間の安定的な利用を確保することは、国民の生活とわが国の防衛の双方にとって非常に重要である。このため、防衛省・自衛隊は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含む関係機関Japan Aerospace Exploration Agencyや民間事業者との間で、研究開発を含む協力や連携を強化している。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、わが国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげていく。また、2023年、防衛省・自衛隊の宇宙関連システムの運用開始に伴い、防衛省から衛星を運用する民間事業者などに対し、宇宙物体の軌道情報などに関する情報提供を開始した。さらに、同年、空自は、民間宇宙事業者との活発な意見交換などを目的として、民間のシェアオフィス内に宇宙協力オフィスを開所した。空自は、このオフィスに隊員を常駐させて民間の事業者との意見交換を行っており、得られた知見を将来の装備品導入などに反映していくこととしている。



宇宙関連産業との連携強化の様子

⁷ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

⁸ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

⁹ 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律

7 大規模災害などへの対応

1 政府全体の取組

(1) 基本的考え方

地震や台風などによって発生しうる大規模災害などは、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。

大規模災害などに際しては、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体などの関係機関などと緊密に連携して人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

防衛省・自衛隊は、発災当初においては、被害状況の速やかな把握に努め、最優先で人命救助を行う¹⁰とともに、地方公共団体、関係省庁などと役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などについて調整しつつ、生活支援などを行う。この際、自衛隊の活動内容は、3つの要件（緊急性、公共性、非代替性）に則した上で慎重に

判断し、本来、地方公共団体、関係省庁などが実施すべきものにまで拡大することのないよう留意している。なお、被災により地方公共団体の態勢が整っていない場合には、当初、自衛隊側から「提案型」の支援を行う場合もある。また、自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、情報発信についても強化している。

参照 Ⅱ部4章3項6（災害派遣など）

(2) 地方公共団体との連携

自衛隊が災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部への国民保護・災害対策連絡調整官（事務官）の設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）や相互交流（陸自中部方面隊と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災分野



VOICE

災害派遣への対応

山梨県知事 ながさき こうたろう 長崎 幸太郎

自衛隊の皆様におかれましては、国の防衛、国際平和協力、災害派遣などを通じて、日夜、我が国の平和と安全を守っていただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、30年に1度程度の顕著な小雨となっていた本年1月、山梨県上野原市の扇山付近で発生した林野火災は、県内では戦後最大規模となるまでに延焼しました。地表や下草は極度に乾燥し、強風を伴う極めて厳しい状況下ではありましたが、他自治体消防航空隊からの応援に加え、自衛隊の迅速かつ的確な災害派遣により、降雨に頼ることなく早期に鎮圧することができました。

特に、大型ヘリコプターによる大容量の散水は、延焼拡大の抑止に大きな効果を発揮し、本県消防地上部隊との緊密な連携による消火活動が、人的被害ゼロという結果につながりました。

本件は、県内すべての消防本部が応援に入り、自衛隊や他自治体と協働しつつ、ドローンを活用して火勢を確認しながら効果的な消火活動を行った事例であり、

今後の林野火災対策に生かすべき貴重な教訓になるものと考えています。

今後も自衛隊との緊密な連携を深めながら、災害に強いやまなしの実現に取り組んでまいります。



山梨県知事 長崎氏

¹⁰ 自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、全国の駐屯地などに初動対処部隊（ファーストフォースと呼称）を、常時即応できる態勢で待機させている。

で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。

2026年3月末現在、全国47都道府県、494市区町村に計692人の退職自衛官が、地方公共団体の防災・危機管理部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、実際の災害対応においてその有効性が確認されている。特に、陸自各方面総監部は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有や意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。また、地方公共団体と共に災害対処訓練を行うなど、災害対処能力の向上に努めている。さらに、平素から連携強化を図っているほか、災害発生時には、地方公共団体に対して、部隊などから速やかに連絡員を派遣し、地方公共団体と自衛隊との間の円滑な調整に努めている。

(3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく措置

わが国においては、2020年に防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策¹¹が閣議決定され、2021年度から2025年度までの間、自衛隊の飛行場や港湾施設などの機能確保に関する取組など、関連施策が重点的に推進されている。

こうした取組を踏まえ、2025年6月には、2026年度から2030年度までを計画期間とする第1次国土強靱化中期計画が閣議決定された。

これらを受け、防衛省・自衛隊は、災害発生時においても自衛隊の重要な機能を維持する観点から、自衛隊の飛行場や港湾施設などのインフラ基盤の強化、施設の復旧・活用に必要な資器材の整備および施設耐震化・老朽化対策に、重点的かつ集中的に取り組んでいる。

(4) 災害派遣とわが国の防衛態勢の確保

近年、長期化する災害派遣活動が増えているが、災害派遣活動を実施しつつも、わが国の防衛態勢に影響が出ないように、平素の警戒監視などの任務や練度の維持・

向上のため、訓練・演習についても滞りなく行っていくことが重要である。

このため、災害が発生した場合、防衛省・自衛隊は人命救助活動などに自衛隊の有する能力を最大限に活用し、全力で対応するが、生活支援などの活動については、3つの要件（緊急性、公共性、非代替性）を総合的に勘案して、地方公共団体や関係省庁などに対応方針や役割分担、民間企業の活用などについての調整を行い、適切な態勢や規模、期間で活動することとしている。今後も、わが国を防衛する態勢を確保しつつ、適切に災害派遣活動を行っている。

2 自然災害などへの対応

(1) 地震対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、中央防災会議¹²で想定している首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震や津波が発生した際に、迅速かつ組織的に災害派遣を行えるよう、必要な計画を策定している。

(2) 風水害にかかる災害派遣

ア 沖縄県北^{きただいとう}大東島における台風8号にかかる災害派遣

2025年7月、台風8号の影響による記録的な大雨により、沖縄県島尻郡北大東村^{しまじり}で床上浸水および道路冠水が発生したため、沖縄県知事からの災害派遣要請を受けて、陸自と空自が物資輸送、排水作業の支援などの活動を行った。

11 気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震などの大規模地震の切迫、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用などが不可欠である。このため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化などの推進の各分野について、さらなる加速化・深化を図ることとし、2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模などを定め、重点的・集中的に対策を講ずることとしている。

12 内閣府におかれる会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者と学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っている。



沖縄県北大東島における台風8号にかかる災害派遣



東京都八丈島における台風22号および台風23号にかかる災害派遣

イ 鹿児島県における大雨にかかる災害派遣

2025年8月、大雨の影響により、鹿児島県霧島市および始良市において導水管の損傷に伴う断水が発生したため、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受けて、陸自が給水支援活動を行った。



鹿児島県における大雨にかかる災害派遣

ウ 東京都八丈島における台風22号および台風23号にかかる災害派遣

2025年10月、台風22号および台風23号の影響により、八丈島（東京都八丈町）において停電、断水等のインフラ被害が発生したため、東京都知事からの災害派遣要請を受けて、37日間にわたり、陸自、海自、空自が生活必需品などの輸送、給水支援、入浴支援などの活動を行った。

(3) 林野火災にかかる災害派遣

2025年4月から2026年3月末までの間に発生した林野火災のうち、自治体による消火活動で鎮火できなかったものについて、自衛隊は16県（長崎県、島根県、広島県、徳島県、沖縄県、大分県、群馬県、神奈川県、山梨県、静岡県、宮崎県、埼玉県、茨城県、栃木県、山形県、長野県）24件において、各知事からの災害派遣要請を受け、陸自のヘリコプターにより空中消火活動などを行った。同時期に複数の林野火災にかかる災害派遣活動求められる場合もあったが適切な処置を講じて対応した。

ア 2025年8月、広島県神石郡神石高原町で発生した林野火災において、自衛隊は自治体や消防と緊密に連携して対応し、陸自の航空機最大11機が活動して延べ128回にわたる空中消火活動などを行った。



広島県神石郡神石高原で林野火災に係る災害派遣

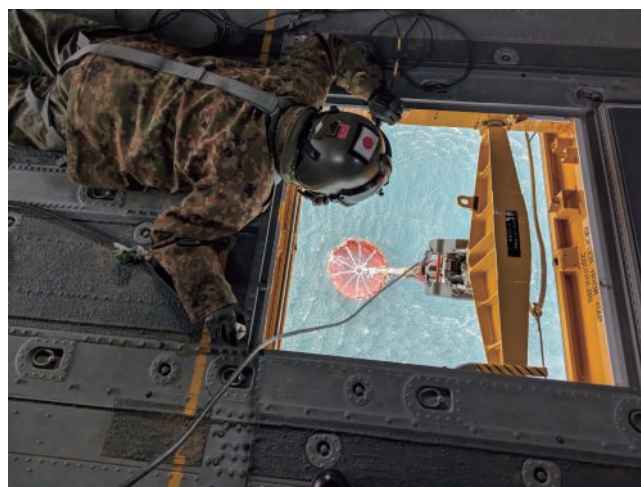
イ 2025年11月、大分県大分市佐賀関で発生した林野火災（住宅火災から林野部への延焼）において、自

衛隊は自治体や消防と連携して対応し、陸自の航空機最大6機が活動して延べ114回にわたる空中消火活動などを行った。



大分県大分市佐賀関で発生した火災に係る災害派遣

ウ 2026年1月、山梨県上野原市扇山^{うえのはら おうぎやま}で発生した林野火災において、自衛隊は自治体や消防と緊密に連携して対応し、陸自の航空機最大8機が活動して延べ899回にわたる空中消火活動などを行った。



山梨県上野原市扇山で発生した林野火災に係る災害派遣



VOICE

東京都島しょ地域からの緊急患者搬送

東京都立広尾病院は、東京都の島しょ基幹病院として、伊豆諸島および小笠原諸島から救急患者の受け入れを行っています。島しょ部の診療所で撮影された医療画像は、当院でも参照可能なシステムが構築されており、それらを基に救急搬送の要否を判断しています。

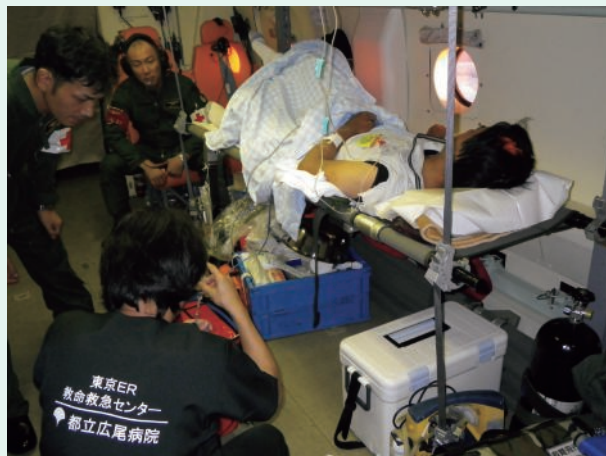
特に小笠原諸島は、原則として週1便、片道約24時間を要する船舶でしかアクセスできません。さらに、緊急時の航空機搬送においても、ヘリコプターの航続距離の範囲外であるため、固定翼機による搬送が必要となります。しかし、父島および母島には飛行場がないため、まず両島から硫黄島まで自衛隊のヘリコプターで搬送する必要があります。この際、父島・母島から硫黄島までのヘリコプター搬送には自衛隊医官が同乗しています。

広尾病院の医師は、あらかじめ必要な医療機器や薬剤を携行して救急車で厚木基地へ向かい、厚木基地—硫黄島—厚木基地間を海上自衛隊の固定翼機に同乗し

東京都立広尾病院 救命救急センター長 ^{なかじま みきお} 中島 幹男

て移動します。厚木基地到着後は、東京消防庁の救急車で当院まで搬送します。

一連の搬送は合計で7～8時間に及ぶ任務となりますが、自衛隊の皆さまの多大なご尽力により、島しょ部の医療体制が支えられています。



機内で処置をする筆者と海上自衛隊の救急救命士

(4) 搜索救難にかかる災害派遣

2025年4月から2026年3月末までの間に発生した航空機事故や海難事故のうち、自衛隊は、長崎県対馬市東方沖合、福岡県八女市及び熊本県阿蘇市（阿蘇山）における民間航空機の墜落、沖縄県宮古島南方沖における民間船舶の転覆並びに高知県室戸岬南方沖における民間人の海中転落において、空港事務所長や管区海上保安本部長からの要請を受け、搜索救難活動を行った。



搜索救難にかかる災害派遣

☐ 参照 資料 20（災害派遣の実績（過去5年間））

3 緊急患者空輸

自衛隊は、医療施設が不足している地域の救急患者をヘリコプターなどの航空機で輸送（緊急患者空輸）して

いる。2025年度の災害派遣総数339件のうち、284件が緊急患者空輸であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などでの活動が大半を占めている。



2025年に実施した空自航空機による救急患者の輸送

4 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、原子力災害対処にかかる計画を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害にかかわる緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。



資料：災害派遣について

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html>



資料：防衛省・自衛隊（災害対策）X

URL：https://x.com/ModJapan_saigai

8 在外邦人等の保護措置および輸送への対応

1 基本的考え方

海外に滞在または渡航する邦人の保護は政府の最も重要な責務の一つである。

防衛大臣は、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に

際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出などの保護措置または輸送の依頼があった場合は、外務大臣と協議したうえで、在外邦人等の保護措置または輸送を行うことができる。このため、防衛省・自衛隊は平素から外務省をはじめとする関係省庁と緊密に連携し、事態に即応

できるように準備している。

□ 参照 II部4章3項8（在外邦人等の保護措置および輸送）、資料21（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）

2 防衛省・自衛隊の取組

在外邦人等の保護措置または輸送を迅速かつ的確に行うため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢を維持している。

また、在外邦人等の保護措置または輸送を行うにあたっては、陸・海・空自の緊密な連携が必要となるため、平素から訓練などを行い、連携要領や能力の向上を図っている。このような訓練は、国内外において関係機関とも行っており、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」では、関係省庁や在タイ日本国大使館などの協力のもと、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携の強化を図っている。

防衛省・自衛隊は、これまでに8件の在外邦人等の輸送を行ったほか、最近では、中東情勢の悪化を受けて在外邦人等輸送に備えた待機を行っている。具体的には、2025年6月～7月にC-2輸送機2機をジブチ共和国へ、2026年3月にKC-767空中給油・輸送機1機をモルディブ共和国へそれぞれ移動させ、待機態勢を取った。

□ 参照 資料22（在外邦人等の輸送実績）

3 中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保などの取組

防衛省・自衛隊は、これまで、在外邦人等の輸送にあたって、自衛隊の海賊対処部隊が使用しているジブチ共和国の活動拠点（ジブチ拠点）を活用してきた。

こうした経験も踏まえ、国家安全保障戦略において、「ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していくこと」が示された。その後も、ジブチ拠点を活用し、2023年に在スーダン邦人等輸送を実施したことなどを踏まえれば、今後も中東・アフリカ地域において、在外邦人等の保護措置および輸送の必要性が生じる可能性は排除されない。このため、政府は、2023年に「中東・アフリカ地域における在

外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」を閣議決定した。

これを受け、海賊対処部隊に、ジブチ拠点における装備品などの集積・管理、防衛協力・交流、情報収集・分析など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務を新たに追加した。防衛省・自衛隊は、在外邦人等の安全の確保に万全を期していく。

□ 参照 資料23（中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について）